

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成26年7月28日(月) 午前10時00分～11時13分
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川広昌、 2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、
4番 浅岡保夫、 6番 幸前信雄、 7番 杉浦辰夫、
9番 北川広人、 10番 鈴木勝彦、 11番 鷺見宗重、
12番 内藤とし子、 14番 内藤皓嗣、 15番 小嶋克文、
16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

5番 柴田耕一

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、副市長

総務部長、行政GL、財務GL、行政G兼財務G主幹、行政G主事

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1. 報告及び連絡事項
2. 協議事項

① 市庁舎整備事業（募集要項等）について

② 市庁舎整備事業に係る議会フロアーのあり方について

3. 審査事項

4. その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

委員長 当局のほうから何かございますでしょうか。

説（総務部長） 特にございません。

2 協議事項

① 市庁舎整備事業（募集要項等）について

委員長 先回の委員会の際に配布をされました募集要項等について、この委員会で、募集要項、要求水準書、審査基準書等の案が配布されております。配布された募集要項等に対する質疑がございましたらお願いをいたします。

問（14） 何も質問しないではいけないね。スケジュール表、A3のスケジ

ジュール表をこの前いただいたんですけど、いわゆる説明会のスケジュール表なんですけど、このあり方計画（案）という。（案）の状態です。10月23日まで説明されるのか、パブリックコメントが今月いっぱい締め切りだと思いますけど、要するに、説明会ですので市民の方の意見は聞かれない、一方的にこういうことを考えていますよ、ということを説明されると思いますけど。今、私が申し上げた、いわゆる（案）がとれるのはいつなのかということと、その（案）の状態です。説明会がされるのか、ということ。その辺のこのあり方というか、お聞きしたい。

答（行政） ただいまの御質問につきまして、公共施設あり方計画（案）のついでに、説明会のほうはさせていただきます。では（案）がいつとれるのかというお話ではございますけれども、実際、今回のあり方計画（案）の中にも盛り込んでおりますが、改善モデルプランですけれども、こういった形の一つの方向性といったものを、行政のほうから市民の方にお示しをさせていただき、ということでございます。そういった中でまた、市民の皆様から活発な御意見等を頂戴しながら進めていくという形でございますので、まだ（案）がとれることが、まだまだないかなと思っております。

問（14） まだまだないって、どこかで区切らなければいけないと思いますけど。どういう計画でおられるのか、ちょっとその辺を確認したいのと。それから、要求水準書の（案）のところの1ページのところの総則の（2）のところの、5番目に「いきいき広場との連携を図る。」とありますけれども、この連携というのは、この書類というのはあくまでもハード整備に関する内容ですので、ハード整備的に連携を図るという意味なのか、ソフト的という意味で連携を図るというのか。ソフトであれば今も同じだと思いますけど。あるいは、今以上のことを考えてみえるのか、その辺のことを確認したいのと、①のところ、「事業者による新たな市庁舎の在り方の提案を受け付ける。」と書いてありますけど、この事業者というのは民間事業者のことであって、高浜市のことではないと思うんですけど、新たな市庁舎のあり方というのは、そもそも事業者から提案を受けるものではなくて、自ら考えていくものだと思いますけども、具体的には、要求水準書の中でいろいろ細かく規定してありますので、その中で決

まってしまう。新たな提案がそこにあるのかなのか、ちょっと疑問があるんですけど。ここでいう新たな市庁舎のあり方というのは、何を求めているのかということと。それから20年間というのは、基本的にはその20年間というのは、財政の平準化を一番基本としているからそういうことになったと思うんですけど、20年間というのは、建築的にいったら中途半端なあれですよ。普通、新築すれば50年、60年、今は70年とも言われているんですが、その3分の1しか使わないという暫定的な意味がどこにあるのかなという、いわゆる、単なる財政の平準化のためだけにやるのか。この辺のところと、その新たなあり方ということ。何となく私が思うには、矛盾しているような気がするんですけど、20年間の間に新たなあり方を考えるということならわかるんですけど、この時点でもう新たなものを考えるということだったら、もうずっと先のこと、そのまま先のことをいってもいいような気がするんですけども、その辺の基本的な考え方がどこにあるのかな、というふうに疑問に思いますけども。そこら辺、私の疑問を解いていただければと思いますけど。

答（行政） 一番初めですね、（案）がいつとれるのかというところでございますけれども、こうやって、そのモデルプランではなくて、改善型の案が固まってくるという段階は、まだまだ申し訳ないですけども、いつの時点でとれるというところまでは今、限定ができないというところはございますので、御理解をお願いしたいと思います。

答（行政 主幹） 初めに、5番のいきいき広場の連携のハード整備についてなんですけども、このハード整備につきましては、いきいき広場の福祉部門を、今度の本庁舎のほうに、もし計画を入れていただけるような、新たなワンストップサービスですとか、そういった提案があれば、いきいき広場のハードの改修も当然出てくる内容になってくると思います。そういった内容を踏まえて事業提案をいただければ、というふうに考えております。それから、1番目の新たな市庁舎のあり方、何を求めているかということですけども、やはり今回、募集をさせていただきます要求水準書にもあるんですけども、面積をやはり大分、縮小のほうをさせていただきます。その中で、やはり今までの市民サービスが低下がしないような、組織の、組織のあり方というのは市のほうになるの

かもしれないんですけども、新たなワンストップサービスですとか、そういった使いやすさの提案のほうを、その要求水準の面積とか基準を踏まえて、提案をいただければというような、新しい事業提案を期待して募集要項のほうはかけております。それから、2番目の20年間使用するあいだにということ、その間に次の事業展開というか、考えるという御質問ですけども、基本的には20年先に、庁舎の新しい20年後の、今、現在の運営している内容ではなくて、よりコンパクトにできるかもしれないということもございますので、20年間、今回、募集要項の最初で示させていただいておりますように、財政等の平準化を求めて、その後、また20年後にどのようになっているかということ、考えていくということになると考えております。

問（14） とりあえず納得しておきます。

委員長 ほかに。

問（10） A3の、先ほどの公共施設あり方の（案）のスケジュールのところでありますけども、これで8月4日には行政連絡会で説明をされる。それから、各小学校では、高浜小学校の29日を筆頭に、10月23日まで約2カ月間にわたって、それぞれ行政の説明をするというわけですけども、当然のことながら、多くの市民の人から御意見を伺ってきていると思うんですけども、また、意見も出ていると思うんですけども、この2カ月間、あるいはこの行政連絡会で質問が出た、あるいは8月29日でいろいろ質問が出た、このことに関しての、その回答というんですか、行政との考え方はどこで表明されるのか。そして、この2カ月の間には、いろいろ市民の皆さん方、それを見て、聞いて、またいろんな質問が出てくるかと思うんですけども、その回答の仕方をどうされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（行政） こちらのほうですね、市のホームページ等のほうで、各地区のほうで質問の出ている質問の内容につきまして、取りまとめさせていただいて、それに対する回答というものを合わせて公表のほうはしてまいりたい、というふうには思っております。

問（10） わかりました。そうしたら、今のその皮切りの高浜小学校で説明したときの質問等の回答は、ホームページで載せていく。それでまた、次の港

小学校の人はそれを見て、さらに質問を繰り返すと、新たな質問というですね。そういう形をどんどんとっていくということで、よろしいですかね。それでそうなる、我々も本当に、地域のほうからいろいろな質問をいただきます。なかなか答えにくいところもございますし、はっきりしている部分に関しては、我々もしっかり答えていくつもりでおりますけども、しっかりとした回答をいただかないと、私どもも皆さん方のフォローをしたいつもりでおるんですけども、それがなかなかできない状態であると、私どもも非常に板挟みになると思いますか、そういう立場になりますので、しっかりとした回答を寄せていただきたいと思うんですが。そこら辺の部分、また御回答あれば、お願いしたいと思いますが。

答（総務部） 今、御指摘をいただきましたように、議員の皆様方にも十分なお力をいただかなければ、この計画というのは進んでいかないと思っておりますので、まさにこういう特別委員会の中でもしっかりと御意見をいただいて、協議をしていきたいというふうに思っております。

問（10） ぜひ、包み隠さずと言いますか、本当に、本音のところをですね、しっかりと伝えていただいて、市民の皆さん方にも、しっかり腹に落とし込めるような説明と申しますか、解説をしていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思えます。

委員長 ほかに。

問（11） 今のスケジュールの中の話なんですけども、これ、市庁舎の整備事業についても説明されると思うんですけども、そういう点は、どの程度のウエイトというか、教えていただきたいと思えますけども。

答（行政） まず、前段のほうで、主に中心となるものは、やはり公共施設のあり方計画、といったものの御説明をさせていただきます。それに関連いたしまして、この庁舎の整備事業のほうにつきましても、合わせて御説明をしておりますというような形です。

問（11） 一つ疑問というか、思っているんですけど。今回の整備事業についてPFIというか、プロポーザル。いやいや、その前にプロポーザルではなくてPFIという形にしたのは、どういう理由か。また、どこの発案なのか。

市民の反応はあったのか。お聞かせください。

答（行政 主幹） 今回の提案につきましては、P F Iということではなくて、事業者提案で公募をかけて、募集をしていくということになっております。

問（11） 新聞報道でもあったと思うんですけども、市庁舎を借りるという形になるかという報道があったと思うんですけど、そういうことで、借りるという点で、その事業者は大丈夫なのかという点がすごく問題になってくるのではないかなというふうに思いますので、その点を教えてください。

答（行政 主幹） 借りるという案は今ある、高浜市内にあります既存の工場、店舗をですね、事業者さんが提案をいただければ、その審査をしていただきまして借りていくということになります。それで、前回の委員会でも、その事業者さんが破産とか、そういういった場合だと思うんですけども、市が20年間、庁舎を担保して借りられるのかどうかということが、やはり1番のリスクで大きいところでもありますので、この辺につきましては、委託業者であるファイナンスコーポレーションさんのほうから弁護士さんと相談をさせていただきまして、随時20年間の基本のところですので、担保はとっていくということで考えております。

答（総務部） 庁舎を借りるということでございますけども、これはもう既に基本方針をお出しして、そのあと実施方針をお出しして、全てその基本的な考え方は、庁舎を借りることによって、今、借りる、リースですね、これは、市内の民間の施設、それから現庁舎の敷地で新たな庁舎を民間の事業者さんに建設をしていただいて、これも借りるということで、全て借りるということで、この要求水準、募集要項まで一連、同じ考え方でできております。これは、もとななる考え方は、将来の公共施設の財源を確保するために、平準化を図るということからきております。

問（11） わかりました。発案は、わかりました。ですが、これについて住民の意見は何かあったと思うんですよ。発表されてから、そういう意見はあったのかと聞いておるんですけども。

答（行政） 今のところ、庁舎に関連してですね、市民の方からの、その御意見といったものは頂戴していないというのが正直なところです。

問（14） 先ほどは、（案）がとれるのは先の話だということでしたんですけど、既に、庁舎の件は始まっていますし、高浜小学校の件も始まっているんだけど、（案）がついたまま実施していくというのは、ちょっと矛盾があるような感じがしますが、その辺の整合性を説明していただきたいなと思います。

答（行政） 基本的な考え方というところは、もう固まっているという状況ではございます。これは、前回のあり方検討委員会のほうでもお出しをさせていただいております「マネジメント基本方針」というのは、（案）はとれている状況ではございます。ただ、今回の改善計画を進めるに当たっては、あくまでも、行政側から市民の方にお示しをさせていただくという形で、モデルプランというものをお出しはさせていただいております。モデルプランというのは、やはり皆さんからの御意見を頂戴しながら、今後進めていくというような形でございます。あくまでも、そのあり方計画というのは、40年間という長期の期間にわたります。そういったことでもございますので、時期的にその（案）が、これは、あり方計画の中に、そのモデルプランといったものも含んでいるというところもございますので、形的には（案）がとれないというような状況ではございます。

問（14） ということは、通常の（案）という概念で捉えるのではなくて、一つの方向性というか、概念を示したよという、もっとファジーなというか、大ざっぱなというか、そういう捉え方をしろということですかね。

答（行政） まさに、その公共施設のあり方の全体のその方向性と、そういった方針というものを、このあり方計画のほうでお示しをしている、というようなことでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 一つ、委員長として確認をさせていただきますけども。今、内藤委員のほうからもお話がありましたが、公共施設のあり方計画（案）ですね、これは発表されたもの。これ自体は、この公共施設のマネジメント基本方針に関して、しっかりとした考え方を決めました、ということと、それに対して改善計画だとか、保全計画だとかという部分が、計画というか（案）という部分は、これは一つのシミュレーションで起こしていくとこういうことになりますよ、

ということを提示されたものだと、財政に関してももちろん、それに合わせて財政の数字を並べてあるというような理解をしておるんですけども、そういう形において（案）という言葉としてね、（案）というものは、僕自身はとれないというふうに思うんですけども、そういう理解でいいですか。それをまずここで共有しておかないと、全く話が進まないと思うんですよ。そこをもう一度、説明をいただきたいと思うんですけども。

答（総務部） まず、この公共施設のあり方計画につきましては、マネジメント基本方針と、それを受けて保全編と改善編がございます。これは確定をしております。計画として。そして、それを具体的に進めようと、40年間の先を見据えて進めよ、というというのが推進プランでございます。この推進プランはあくまでも、行政が一方的に、私どもが一方的に一つの（案）をお示しをした。何もない中で計画を進めていくわけにはできませんので、一つの（案）を40年間の一つ、（案）をお示ししておりますので。ここで、その推進プランが確定できないということから、（案）がとれないということでございます。基本的には、公共施設のあり方計画のマネジメント方針と、改善編と保全編の考え方は、確定をしております。それを具体的に、より具体的に進めていくためのプラン、推進プランが、これが一つの方針というのですかね、進むべき道をお示ししておりますので、これを一つ一つ市民の方々と、私どもが協議をして進めていくということでございます。

委員長 ということですので、この部分をまずもって御理解をいただくというところから始まりますので、よろしいですか。

質 疑 ・ 意 見 な し

委員長 よろしいですか。

問（14） いいとは言えないですけどね。総合計画でも、計画で具体的なことが書いていなくて、毎年、毎年、実施計画をやっていくのと同じことですので。総合計画は、そういう捉え方するけど、これは、そういう捉え方ではないという言い方をされているのは、ちょっと、頭を切りかえて受けとめていかな

いと、これ市民も、我々議会も、十分にその辺を、当局のそういう考え方でやるというなら、そういう考え方で統一しておかないと、先ほど委員長が言われたように。ちょっとした錯覚というか、思い違いでいろんな意見が、無駄な意見が出てきたりすることがありますので、ちょっと100%は納得できないけど、そういうやり方なんだなという、そういう意味では理解はできないことはない。

答（市長） 中身の進め方を御理解いただければ、私は（案）は、いつとってもいいなというふうに思っております。実際には計画でございますので、これが決まっているんだというお話をしてしまうと、ここに書いてあることが、あたかもこれ、100%これを実行するんだ、ということではございませんので、モデルケースの中で、どういったものが入っていくかということの中で、例えば公民館を入れるだとか、図書館を入れるだとか、これ決まっていますよといっているわけではないものですから、誤解がないように。やはり（案）というのを消さずにおいてあるわけです。その後の計画も同じような形になりますので、御理解をいただけるのであれば、一定の方向性を出しましたということで、（案）を削除させていただいてもいいとは思っております。その辺は、外に出る場合に、皆さんがどう思われるか、地域の方々がどう思うかということがありますので、（案）なのか、計画で決まってしまって、もう我々、意見を述べられないのかということになりますので、その意味でつけているという部分もありますので、御理解をいただければ、いかようにもさせていただきます

問（6） （案）というのは重々わかるんですよ。わかるんだけど、もともと発端が財政的には立ち行かないということで、これ入っているというふうに認識しているんです。その中で、何を押しえにしてこれからやっていくんだという。どこをどう管理してやっていくということが見えないと、方向変えると言われたときに、こういう問題があるから方向を変えるということを言われるベースになるものが出てこないと、そういう話にさせていただかないと、ただ単に、その市役所の庁舎、個別にやっているわけではないので、そういうところの押しえのところ、何を押しえていくかというところをはっきり説明できるように

していただきたいというのが、こちら側のお願いなんですけど。

答（総務部） 今、おっしゃいましたことは、私どもも十分腹に落として、進めていくというふうに考えております。特にやはり、幸前委員とは前回のときでもいろいろとお答えをしましたけども、やはり財政的な面、これはしっかりと押さえていかないと進んでいきません。そして、その中で今から何をやっていくんだよという、一つの例を市民の皆様方にお示しをさせていただいて、市民と一緒に、公共施設の賢い使い方を考えていくということでございます。

問（6） お願いなんですけども、具体的にこういう形で、予算つくるときのタイミングになるんでしょうね。そのときに、前年度がこうで、来年度以降がこういう計画になる、ということが問題ないということがわかるように、示せるものを提示いただきたい。でないと、その計画を進めていって今、問題がないのかということがわからないと判断しようがない。これは、判断を求められても困るので、そういうことがきちんとやはり市民の方に説明できるようにしていただきたいというのが、こちら側のお願いなんですけど。

答（総務部） もう少し、具体的に言っていただけますか。ちょっと、私のほうが答えようがございませんので。

問（6） 財政のシミュレーションしていただきました。その関係で出てくるのか、やってみた結果がこうなって、今の財政状況がこうだから方向を変えざるを得ないのか、その辺のところは何を見てこちらがわかるような形になるのかなど。要は今後、この調子で行くと公共建物に使っていく予算がこれだけ必要になるというのは、今回、外していただいているんですよね。これ今の段階ですよね。建築費が上がったりだとか、市場の状況も変わってきますので、そのときに変わったからという数字があって、もともとの計画はこうなんだけど、今の状況がこう変わったから方向を変えたい、ということがわかるようにしてほしい。

答（総務部） そういった形はとらせていただきたいと思います。ちょっと、どういう形になろうかわかりませんが、やはりこういった形でシミュレーションしている以上は、その現状がどうなっているかというのは、これは毎年

毎年、財政見通しの改正だとか、そういうのが出てくる場合がありますので、きちんと情報をお出ししてまいりますので、よろしくお願ひします。

答（市長） 今の御質問でございますけども、私どもこそ、それがなければですね、この後の運営は全くできませんので、ただ、御理解をいただかなければいけない部分は、例えば、図書館を何かに併合した場合に、いつ廃止するかだとか、図書館機能の何を入れるのかとか、建物を残す、残さない、また、それは、例えば、あの建物を図書館の建物も残すけど民間移譲するとか、いろんなことによつて、手法によつて、さらにまた財政的な影響もまた変わってきます。そういうことも、当然、必要なので、我々はそういうことも含めて、次の方針を立てていくことになりますので、言ってみれば、幾つかこうファクターがある、というものを組み合わせていくということで、これは、今、ファインさんともお話ししていく中で、毎年、その変更した部分が反映されるような、我々も計画を立てられるように、更新を中に入れ込められるような形にしていかなければいけないねということでお話をしておりますので、皆さんにお示しする場合も、当然のことながらそうなる、というふうに思っております。

委員長 よろしいですか。ほかに。

問（１） 数点、お聞かせ願ひたいんですが、要求水準書の案の１ページ、総則の（２）の、先ほどもお話があったんですが、市役所本庁舎といきいき広場の連携を図るというところで、高浜市としては、最低水準として本庁舎といきいき広場の機能を一体的に考えてほしいという考えはないのかということと、４ページの（４）の事業費の中で、維持管理費と運営費があるんですけど、この算出根拠というか、前に聞いたのが、その平均をとつてということなんですけど、これが本当に実際の実費として新築された時の経費と適切になるのか、例えば１，０００万円変わつてれば、かなり２億とか、２０年で変わつてくるので、この辺はどうなのかということと、あとは、比較対象として起債のシミュレーションをつけていただければ、うれしいなと思つています。どれだけ平準化と違ふのかという。あと６ページの３の②の「駐車場・駐輪場」とあるんですが、来庁舎駐車場のうち身障者用２台とあるんですけど、これは最低水準として身障者用の駐車場が２台でよいのか、この辺、お聞かせ願ひたいと思

います。

答（行政 主幹） 初めの1ページの総則（2）の⑤につきましては、いきいき広場のほうと、より密接に連携できるような提案をいただければ、大変ありがたいです。この辺は事業者さんの提案を待って、審査のほうに諮っていくということになると思います。それから、4ページの事業費の維持管理運営についてなんですけども、委員おっしゃるように、新たな庁舎がどのような形になるかということで、運営費というのは大分変わってくると思います。面積が大きくなれば、当然、その分お金もかかりますし、掃除一つとっても面積が大きくなれば、面積当たりの人件費がかかってくると思います。この維持管理運営費につきましては、今の現状を示させていただいて、その中で事業提案さんがより効率的になるのが、全体の事業費の中でよりよいものを提案していただくという、一つの資料ということになっておりますので、その後どうなっていくのかというのは、その5ページに書いてありますような物価の変動があった場合には、見直していくというようなことになっていくと思います。それから、6ページの身障者用の台数につきましては、これは事務所で大体これぐらいの面積になりますと、2台というのが最低の基準ということになってくると思います。

答（行政 主幹兼） 御質問の3点目ですけれども、比較対象として起債のシミュレーションをつけてはどうかという御質問ですけれども、現在このベースとなっております部分については、起債を借りた場合の費用というものは見込んでおりません。仮に、もし起債を含んだ費用を見込みますと、その利率を現在の事業費に上乘せをする、というような必要も生じてまいります。あくまでも、ここを建てかえた場合をベースにして、その費用の範囲内で、賃借方式等で借りていくということを前提にしておりますので、起債のシミュレーションを添付する考えは、今のところございません。

答（総務部） 私のほうから、いきいき広場。今回、いきいき広場と本庁舎との連携ということで、新たに入れさせていただいたことについて、若干、申し上げたいと思います。これは、先ほど内藤皓嗣委員からも質問がございましたけども。これは皆さん御承知のとおり、前回の議会で委員長の北川委員さんか

らの一般質問の中で、この庁舎に入っている組織だけで考えてはだめではないのかと、もっと全体で考えなければいけないというような御指摘をいただいて、これについては、要求水準書、募集要項を作成時までには再度検討させていただくということで、お答えをさせていただきました。やはり、私どももいたしましても若干、視野が狭かったかなということで、ゼロベースでやはり考えなければいけないということ、そして、そのゼロベースで考える中で、また新たな、民間事業者からのワンストップサービスという提案が出てくることを期待する、ということでございます。

問（１） わかりました。１点、起債の部分なんですけど、ここは、いろいろ説明、市民の方にも説明して、この辺がこうどれぐらい経費が違うんですよというのを説明する場合に、やはり、起債だとどれぐらいになるのか、起債だと最初の持ち出しというのは多少、多くなると思うんですけど、その後５年据え置きとかあって、返済額がなってくるんですけど、それがいくらになっていくのかということも見てみたい。実際に民間、金融機関から借りた場合の利率というのは今、低くなっているんで、その辺も目に見える形でしっかりと判断して、市民の人にしっかりと説明していきたいので、できたら参考資料でも起債だったらこうだよ、という資料があると大変助かるんですが、お願いします。

答（財務） 起債の関係でございますけれども、庁舎の耐震部分については、これは起債の対象になりますが、大規模改修について、どの部分までが起債の対象になるかというのは、これは県等の協議によりますので、この庁舎の耐震と大規模改修で、どれだけ起債が借りられるかというのは、具体的な調整をしないと定かではございません。そういった中で、起債を借りたらいくらかに、どのようなシミュレーションになるのかというのは、なかなか出しにくい事情がございます。しかしながら仮に今、起債を、大規模改修部分で起債があまり借りられないということになりますと、当初、一般財源として１０億円ぐらいの費用が必要になってくるというようなことしか、お示しをできないというのが現状でございます。

問（１） 国の制度とかも、おそらく変わってくるのだらうと思います。その起債の借りれるものをじっくり調べていただきたいんですけども、やは

り、その辺もしっかり考慮して、県とも調整をとりながら、やはり数字をつかんできてもらって、どれぐらいその平準化と違うのか、起債をした場合とリースにした場合、これはどう違うのか、経費でどれぐらい違うのかというのを目に見える形で知りたいんですけれども、その辺どうでしょうか。

答（財務） 具体的に、この庁舎で耐震改修をするということが、これが決まれば具体的な調整ということで、起債がどれだけできるのか、どのような起債計画になるのかということをお示しする必要があると思いますけれども、今回の場合は、リース方式で行うということが既に決定をされておりますので、起債と比べるのではなくて、この庁舎の総事業費に対して、リース方式でいったらどれぐらいの平準化ができて、場合によってはコスト削減ができるのか、そういった視点から御説明してまいりたいと思っております。

問（1） 決定ということは、わかってはおるんですけれども、ここで例えば、案として起債のシミュレーションをもっておかないと、例えば国の制度が変わって、起債が、これがもし100%OKですよということになったとしたら、これは数字として、やはりその辺はもっておかなければいけないのかなと思うんですけど、その70%の場合はどれだけだと。そういった対案というですかね、そういうものも必要なのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

答（財務） この庁舎で耐震改修をするのか、あるいは、リースをするのかという選択の段階においては、そういった起債のシミュレーションも必要になってくると思います。が、既に賃借方式でやるということで進んでおりますことから、具体的に起債を借りたら、どれだけ借りられてどれだけ、というようなことのシミュレーションをするという考え方は、もっておりません。

問（1） わかりました。ありがとうございます。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、次回、8月5日ですので、そのときにもまだ、お時間があるやと思います。また、この募集要項等につきまして、

質疑等ございましたら、そのときにもまた、お聞きをさせていただきますので。重要なことですので、より御検討をいただければと思います。基本的には、募集要項とこういったものは、行政サイドがつくるものです。我々議会がこうしなさい、ああしなさいと言える部分というのは、この次の議案になりますけども、要は、議会フロアー、議会スペースの部分に関して何らかの意見をお伝えするということのみ、ということになりますので、我々が市民に説明をするだとか、そういったものに関して必要な質疑、御意見をいただくということの基本とさせていただきたいと思いますので。そうでないと、これをこう変えろ、あれをこう変えろというのは、言っても話になりませんので、そののところだけは、しっかりと御理解をさせていただきたいと思います。

② 市庁舎整備事業に係る議会フロアーのあり方について

委員長 この件につきましては、事前に検討していただいております。本日に、3会派から資料を、提出をいただいておりますので、まずこちらのほうから御意見の発表をしていただきたいと思います。

意（7） この要求水準については、市政クラブとして、議会フロアーの内容について検討させていただいたものですから、一応、発表させていただきます。まず、議会事務局、現状としては56平米で、水準の案としては40平米ということになっているんですけど、現状、今、局長含めて職員が3人ということで、この大きさについては現状を確保していただきたい。あと、もしくはその以上という、これは後で説明させていただきますけども、委員会室をなくした場合に、ほかの部屋に回すということになるものですから、もし、余裕があるのであれば56平米が現状ですので、その振り分けによってプラスしていただきたい、ということで。それから必要機能仕様ですね、これは、ここに書いてあります、正副議長室に隣接して持ってきてもらえばと思います。続いて、正副議長室、これも現状56平米を40平米ということで面積が提案されていますけども、これも今の議長室の大きさは、一応、確保していただきたい。あと、必要機能ですね、必要機能の分については応接室と、ここでいうドアを介してアクセスできるようにとなっておりますので、これは一応、水準に沿って

ただければと思います。次の応接室、これは現状が36平米を30平米ということになっています。これは行政側の必要機能の部分で書いてあります行政側の機能、例えば市長応接室が当然とられると思いますので、それが使用できるのであれば、それを議会としても、議会としてというか正副議長や何か、それから、あと応接として利用できる場合は、共用応接室を設けていただければ、と思います。それから、次の議場、これが一番大きいものなんですけど、この多目的ホールとして現状、議場は263平米で要求水準のほうは200平米ということになっています。当然、多目的ホールとはいうものの、基本的には議場を基本ベースにさせていただいて、ここにあります床をフラットにとになっていますけども、あくまでも、議場を基本として汎用性のあるものにしていただければと思います。具体的な提案が、当然、出てくるわけですので、その多目的にというものの提案された場合に、再度、検討させていただければと思います。それから、委員会室、これは現状、今92平米で、水準のほうは90平米になっています。ここに書いてありますように、議場を併用として委員会室を利用できれば、後の問題はないと思いますし、後、会議室、会派の勉強会等の共用部分の会議室、水準書でいう「共用」の部分で会議室がいくつつくられると思いますので、これも利用できればという条件で、委員会室を会議室と併用ということで、考えていただけたらと思います。議員控室、これは現状84平米を80平米ですので、部屋の的には現状に近いものですので、これはそのまま結構です。あと、部屋の使い方として、ここに書いてありますように部屋の中を数人が同時使用できる執務コーナー、部屋を間仕切るかどうかは、また後で検討させていただきますけども、執務コーナーを取っていただければと思います。それから、図書資料室、これは現状25平米で、水準のほうも25ですので、これはそのまま水準に沿っていただければと思います。書庫・倉庫、これが同じく現状が80平米で、要求水準も80ですので、これも同じくということですね。実質、あと一番下に、委員会室を先ほど議場との併用ということで一応、考えてもいいということになると、ここでいう、要求水準でいう90平米を振り分けができると思うものですから、その部分を含めてほかの部屋に回していただければと思います。それで、当然、共用部分、これについては、共

用のそのほかの部分ということになると、廊下、階段、トイレ、給湯ということが上がってくると思います。この辺については各フロアー、何階建てになるかわからないし、その部分で平米的には、ある程度ほかのフロアーとの同じような形態になってくると思いますので、それを利用していただければと思います。以上です。

委員長 どうします。皆さん、それぞれまず検討していただいたものを聞かせていただいてからということで、よろしいですかね。

意見なし

委員長 それでは、続きまして、公明党さん、市民クラブさんからのものが出ておりますけども。これはどなたがあれですか、御説明を。

意（15） まず、議場のほうについて、これは、当然、本会議が行われるんですけども、合わせて、常任委員会と各委員会、ありますけども、この委員会も、やはりこの議場のほうで開催をします。さらに、できればいろんな仕切りを設けて、今、会派でのそういう打ち合わせをする部屋がありませんので、こうした会派によって打ち合わせができるようなふうにも取り組んでいただきたい。それから、委員会室ですけども、これは今、全く各議員は自分たちの勉強をやるところがありません。いろんな執務室がありませんので、できれば、これは執務室にしてほしいと。それから、議員控室は、要求水準では間仕切り等して打ち合わせができるような感じが書いてありますけども、仕切る方式ではなくて、今のままでよいと。要するに、今の非常にコミュニケーションがあったり、これは非常にいい控室であると思いますので、これは現状、面積的には別にしても、今の方法で、これでいいのではないかと。以上でございます。

委員長 それでは、次に、共産党さんは、何か御意見ございますか。

「何もない。」と発声するものあり。

委員長 開拓志さん、何か、議会フロアーについて、御意見ございますか。

意（１） 現状と水準が変わらない程度であれば、いいと考えております。そして、新しい議場については、デジタル対応とかがしっかりとしていただければ、それでいいかなと思います。あと、多目的ホール、議場の関係は今後、議会が土日とか、夜間とか、そういったことになってくるかもしれないので、そういうことも念頭に置きながら考えていらっしゃると思うんですけど、頭の片隅に置いていただければと思います。以上です。

委員長 それでは、今、御意見が出たところに対して、何か、質疑とか、この部分がよくわからないというところがありましたら。

意（１２） 公明党、市民クラブのほうから出ている議場について、パーティションを利用して会派での打ち合わせできるようにするというふうに出ていますが。２００平米の議場の中で、当局側と議員側があるんですけども、どういふふうに分ける、というふうなイメージを考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

意（１５） 具体的なイメージがこれはありませんけども、何しろ、そういったようなことができることも考えていただきたいと、これも。具体的にこれがこうなって、こういうふうに分ける、ということもあります、それは。ただ、このような会派でもきちんと打ち合わせができるようなことも検討していただきたいと。

意（１６） 基本はそうなんですけども、例えば本当に新しい発想になろうかと思えますけれども、市民センターの会議室がＡ、Ｂ、Ｃと、間仕切りが手動でできるようになっているものですから、そういったものがあれば、例えば二つに分けて同時開催ができたりだとか、何らかの形で会議だとか、片方の部屋では会議を行って、片方の部屋では会派の打ち合わせ会をやられたりだとか、そういう多目的に利用ができればいいかなという発想でございます。

委員長 よろしいですか。

質 疑 ・ 意 見 な し

委員長 要は、本会議中に区切るという話ではないですよ。多目的ホールです

から。大丈夫ですか。

質 疑 ・ 意 見 な し

意（14） 今、その話が出たところが、我々が出した、いわゆる、共用部分の会議室が使えれば、そこでも会議ができるからいいような気がしますけども、その辺は、当局のほうは、共用部分というのは、いわゆる共用だから、今までは制限があったかもしれませんが、これからは制限がなく、議会が、ある会派の会議であるにせよ、空いていれば随時、使用できるようになるのかならないのかということを確認したいと思います。

答（行政 主幹） 「共用」部分、今ですと5階の部分ですと、一番上ですので、多分、一般の方は全然、出入りがないから、こういう廊下やなんかでも、そういう方が通らないということによろしいですかね。それが今度、例えば議会が1階やなんかにきたときに、事務局等がきたときに、一般の方がその前を、その共用部分を、通路やなんかを出入りしたりする場合に、何らかの不都合が生じるということですか。例えば、こればかりはですね、提案を見てみないとわからないんですけども、議場がやはり共用スペースということで、セキュリティをかけて、夜間ですとか時間外やなんかは、入れないようにはするんですけども、廊下関係がどのフロアにくるかによって、やはり議会ですと、事務局やなんかは執務ということになりますので、そういった方たちは出入りができるようにして、共用部分には人の入らない時間帯ということで、いろいろ考えていかなければならないんですけども、そういったところは、やはり事業計画が出てから、また少し打ち合わせをさせて、詳細は詰めていく、ということになると考えます。

意（14） 違う、あの5ページのところのね、共用と書いて会議室、400平米とありますけども、ここには5つぐらいに分割すると書いてありますけども、この部分が議会も含めた共用になるのかどうかということ、聞いておるんですよ。

答（行政 主幹） 会議室のあり方ですけども、やはり今回ですね、面積のほ

うを大分縮小のほうを、市役所全体、縮小のほうをさせていただきますので、議会の方たちが使う予約ですとか、市のほうも議場をなければ使わせていただくということができてきますので、そういったことで、運営の方式、どのように管理していくかということも考えなければなりませんけども、そういった形で運営していきたいと考えています。

委員長 もう少しざっくりばらんな話し方をさせていただくのであれば、議会として貸してくれということよりも、会派として貸してくれと、要は政治活動に使えるかということなんですよ。今、例えば議会がこの委員会でこの会議室を貸してくれというのは、これは可能になるかなとは思いますが、例えば共産党さんとか公明党さんとか市政クラブさんが、この会議室を打ち合わせに使いたいから貸してくれ、ということが、共用会議室として考えてみえるところがある、それは可能なんですかということを知っています。

答（行政 主幹兼） 庁舎の管理上の問題になると思います。特に、こういった政治的な行為で会議室を使ってはいけないというような決まりがあれば、それに当たるんでしょうけれども、今の庁舎管理規則の中でも特段、具体的な、そういった定めがない。ただ、庁舎管理上、支障があれば使えないといっているんで、次の庁舎の考え方は、フレキシブルな使い方をすることが前提になっていますので、各会派の会議について、共用の会議室をお使いいただけるものと考えております。

委員長 この委員会は全ての議員さんに、委員として出ていただいておりますけども、実際にこういう決定をもって、これを当局側に聞いてください、という話をするということは、そこまではできますが、提案してくるのは、要は、民間事業者の方々がこういう形でどうですか、という提案をしてくるわけですので、議会ではこういう意見が出ました、ということのお伝えということになると思います。ですからここで、ここを決定しましょうとか、そういったことというのは、やる必要がないのかなという気がしますが、実際、ただ意見として、ある程度の取りまとめがあるのかな、という気がします。現状まだ皆さんの御意見を伺っていませんけども、例えば、議場の多目的利用を可とするという部分に関して、反対的な御意見をお持ちの方みえますかね。

意見なし

委員長 よろしいですか。

意見なし

委員長 細かい形はともかくとして。

意見なし

委員長 では、これは多目的の利用も可ということで。それから、委員会室ですけども、現状、常任委員会、特別委員会でも、決算、予算は別ですけども、この部屋を現状使っておりますが、この委員会室の必要性。これはどうでしょうか。

意見なし

委員長 今、この3会派の中では、本会議場で委員会を開催すればいいのではないかという御意見が出ておりますけども。

意見なし

委員長 委員会室として特段、必要性はないということでよろしいですか。

意見なし

委員長 はい。

不規則発言するものあり。

委員長 だけど、検討してきてくださいということで、検討できていないんですから、仕方ないですよ。

「急ぎ過ぎ」と発声するものあり。

委員長 急ぎ過ぎかどうか知りませんが、意見を検討していないというお話ですから。では、委員会室というのを特段、設ける必要というのはないということでもよろしいですかね。

意見なし

委員長 それから、後は、ちょっとここにイメージ、多分、同じことを言ってみえると思うんですよ、この意見を出された3会派の方々。要は、執務もできるスペースというもの。例えば、豊田市ですとか岡崎市なんてというのは、それぞれに全部、机があってというようなことも伺っておりますけども。それは、要は備品の世界であったり、内装の世界であったりするんですけども、その執務ができるとか、例えば会派のそれぞれの部屋がいるとかいうことになって、それを例えば秘密裏に話し合いをしたい、とかというような場面を想定したときに、実際に例えばこういう部屋をパーティションで仕切っただけでね、実際、それがそうした機能をするのかというと、なかなか難しいのかなという気がします。そういう点でいうと、会派の構成が今後、どうなるかということがわからない中で、会派室を設けるというのは、ちょっと難しいのかなという気がいたしますので、それに関しましては、そういう例えば議員控室とか、ほかの部屋をこういうふうに流用できるよといったときにまた、考えていただければいいのかなという気がしますけども。その執務関係ですね、議員さんが、それぞれの議員活動を議会の中で、議会フロアの中でやれるようなスペースというものを、これも全員分、個別に設けるというのもスペース上難しいと思うんです

よ。そうするとやはり、控室の一部をその執務ができるような、例えば図書館でいうと学習室と違って別にあるではないですか、その間仕切りをどうするのかということは置いておいても、そういうような、例えば、机と椅子があつて、今みたいな応接のところで、無理な姿勢でものを書いてとかいうようなことではなくて、やれるようなスペースがいる、という意味合いで捉えてよろしいですか。

意見なし

委員長 いただいた御意見のほうは。

意（15） うちの場合は個人ですよ。

委員長 個人、個人。

意（15） ええ。例えば、この部屋見ても、例えば机、最低、机が16。僕は置けないと思いませんけどね、別に。

委員長 ということは、要は執務室という形で、議員執務室みたいな形で部屋がいると。個別になっていなくても、いいわけですよ、部屋自体は。

意（15） 別に部屋を仕切るのではなくて、言ってみれば、ばーっと言ってみれば、16個の机が置いてあるというような感じをイメージしてもらえばいいです。今、言ったように、あまりこれを仕切ってしまうとね、返って、それこそ何のために仕切るのか僕はわかりませんので、逆に言うと。

委員長 そうすると、例えば、市政クラブさんの意見の中でいうと、議員控室に執務室コーナーを設けるとありますけども、例えば、議員控室のスペースを広げて、その中に執務コーナーを設けるでもいいわけですよ。机が要は、議員人数分あれば。ということですよ。別に、1つの部屋として独立していなくてもいいわけですよ。

意（15） そういうことです。

委員長 だから、要は、言っていることは同じですね。

意（11） 私的な話ですけども、議場の200平米で提案されるということなんですけど、微増ではあるけども高浜市の人口ふえているというか、ふえて

いくという想定があるので、議員もふえていくという想定があるんですよ。この16人を、想定という形であるので、もう少し余裕を持たせていただきたいなというふうに僕は思うんですけど、そういう点、お願いしたいと思います。何か、その200という根拠があれば、理由があればお示してください。

答（行政 主幹兼） 現行の議場でございますが、傍聴者席と執行部控室を含めて、かつ議場については30人の議員定数に応じた仕様となっておりますので、それで260ということですが。現行の議員定数ですとか、傍聴席がああいった形のしっかりしたものが必要なのか、ということも含めまして、260は必要がないだろうと、200ぐらいで収まるのではないかとということを経験にいたしております。

委員長 ほかに、御意見ございますか。

議長 議長ということで、ちょっと発言させていただきますけども、本会議場が多目的ということになりますと現状、今、国旗と市旗が常設されております。そういうときに、多目的になった場合に、一時、取り外したりどうのこうのということではなくて、基本的にここの多目的ホールは常設と。国旗、市旗については常設をお願いしたい、とこういうふうに民間の事業者さんにしっかりとお伝えをいただきたい。こういうことでございます。

委員長 ほかに御意見ございますか。

意 見 な し

委員長 それでは、次回、もう1回、8月5日にありますので、それまでにまた御検討いただければということをお考えですけども。先ほど私のほうからも言わせていただきましたけども、こうしてほしいということが通るわけではなくて、要求水準の中で、例えばここに書いてある、例えば委員会室というふうに書いてありますけども、それはもうなくてもいいよということであれば、そのように変えていただくということは、これ、行政側から要求水準として事業者さん側に出すという段階ではできますけども、向こうからどういう提案が上ってくるかというのは、また別の問題になりますので。それから、多目的で議

場を共用できるということになると、例えば、5階建ての建物でも、議場は1階ですよという可能性も、提案として挙がってくるということも考えられるんですよ。共用スペースということで考えると。ですから、その辺のところも、これをこうしてほしい、ああしてほしいということは、意見として、議会からこういう意見を頂戴いたしましたということは、多分、行政側からは、伝えていただけたと思いますけども、そのようになるということではございませんので、そのところは重々御承知おきをいただいて、その中で御検討いただいて、御意見をいただきたいということですので、よろしく願いをいたします。

3 審査事項

委員長 それでは本日、審査事項はございません。

4 その他

委員長 まず、8月5日、次回の公共施設あり方検討特別委員会の日程。8月5日、火曜日の午前11時からということになっておりますので、お間違えのないようにお願いします。午前11時からです。それと、ちょっと委員長の独断で恐縮なんですけども、今日もいろいろと御意見出ておりましたが、今後の説明会のスケジュールで、第1回目が8月4日に、これ行政連絡会が終わった後、町内会長さんたちに対しての説明会が、これが説明会で一発目になります。ここに、議員も参加できるようにという要請をさせていただきました。ですから、改めて事務局のほうから各委員さんのほうには、議員さんのほうには、御案内を出しますけども、8月4日の17時45分から、町内会長さんとともに、これは希望者で構いませんけども、説明会を聞きたいという方は参加できるということにさせていただきますので、そのスケジュールも、ちょっと遅くなりましたけども、スケジュールのほうに落とし込みをしていただければ、と思います。その他、ほかのことで、何かございましたら。

意見なし

委員長 よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、これもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時13分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長